

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和8年3月18日（令和8年（行情）諮問第395号）

答申日：令和8年8月28日（令和8年度（行情）答申第462号）

事件名：特定の答申において審査請求人の主張が掲載されなかった理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和8年1月19日付け情個審第193号及び同月20日付け同第235号により総務大臣（以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

今一度関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の経緯

（1）令和8年1月19日付け情個審第193号による不開示決定（原処分1）について

ア 審査請求人は、総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、令和7年12月16日付け（同月18日受付）行政文書開示請求書により、法3条の規定に基づき、「令和7年度（行情）答申第590号において、審査請求人（引用者注：令和7年度（行情）答申第590号における審査請求人（以下「別件審査請求人1」という。）を指す。）の「判読不能の箇所がある」との主張が掲載されなかった理由が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」に係る行政文書の開示請求を行った（以

下「本件開示請求１」という。）。。

イ 令和７年度（行情）答申第５９０号の内容からは、「審査請求人（引用者注：別件審査請求人１を指す。）の「判読不能の箇所がある」との主張」がされているかどうかは判明せず、当該行政文書の存否を答えると、当該答申に係る審査請求人から当該主張がなされた事実の有無を明らかにすることとなるため、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが見込まれた。

そのため、令和７年１２月２６日付けで、審査請求人に対し、上記について教示し、本件開示請求１につき、開示請求の内容を補正するか、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく保有個人情報の開示請求に補正するよう求めた。

ウ 審査請求人は、令和７年１月２日付け（原文ママ。令和８年１月５日受付）で、上記イの求補正に対し、本件対象文書１に係る行政文書の開示請求に補正すると回答した。

エ 処分庁は、令和８年１月１９日付け情個審第１９３号により、本件対象文書１については、作成・取得しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分１）を行った。

オ 審査請求人は、令和８年１月２３日付け（同月２６日受付）審査請求書により、原処分１について審査請求（以下「本件審査請求１」という。）を行った。

（２）令和８年１月２０日付け情個審第２３５号による不開示決定（原処分２）について

ア 審査請求人は、処分庁に対し、令和８年１月２日付け（同月５日受付）行政文書開示請求書により、法３条の規定に基づき、本件対象文書２に係る行政文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求２」という。）。。

イ 処分庁は、令和８年１月２０日付け情個審第２３５号により、本件対象文書２については、作成・取得しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分２）を行った。

ウ 審査請求人は、令和８年１月２３日付け（同月２６日受付）審査請求書により、原処分２について審査請求（以下「本件審査請求２」といい、本件審査請求１と併せて「本件審査請求」という。）を行った。

２ 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、上記第２のとおりである。

３ 本件審査請求に対する諮問庁の意見

（１）本件審査請求１について

ア 本件開示請求１は、本件対象文書１の開示を求めるものである。

情報公開・個人情報保護審査会運営規則 24 条 2 項の規定に基づき、答申書には審査請求人の主張の要旨を記載することとされているが、審査請求書や意見書等に記載された審査請求人の主張の全部を答申書に記載しなければならないものではない。令和 7 年度（行情）答申第 590 号においても、上記規定に基づき、別件審査請求人 1 の主張の要旨を記載している。

イ 本件開示請求 1 を受け、処分庁において、本件対象文書 1 に係る行政文書を探索したところ、「令和 7 年度（行情）答申第 590 号において、審査請求人（引用者注：別件審査請求人 1 を指す。）の主張が掲載されなかった理由が分かる文書」は作成・取得しておらず、保有していない。また、当該文書を保有していない以上、当該文書をつづっている行政文書ファイル等も保有していない。よって、本件対象文書 1 につき、作成・取得しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分 1）を行った。

ウ 本件審査請求 1 を受け、改めて本件対象文書 1 の保有の有無を処分庁に確認させたところ、総務省において、本件対象文書 1 は作成・取得しておらず、保有していないことが認められた。

エ よって、原処分 1 を維持することが妥当である。

（2）本件審査請求 2 について

ア 本件開示請求 2 は、本件対象文書 2 の開示を求めるものである。

令和 7 年度（行情）答申第 700 号において、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、当該答申における審査請求人（以下「別件審査請求人 2」という。）の主張について、当該審査請求に係る開示請求に対する先行決定についての審査請求の内容には審査会で判断すべき内容はないとし、同開示請求に対する後行決定について文書の追加特定及び不開示部分の開示を求める別件審査請求人 2 の主張を認めず、後行決定につき、文書の特定及び不開示部分の不開示のいずれも妥当である旨判断している。

イ 処分庁において、本件開示請求 2 は、審査会が別件審査請求人 2 のいずれの主張についても採用しなかったことの理由が分かる文書等（本件対象文書 2）を求めているものと解した上で、これに該当する文書の探索を行ったが、作成・取得しておらず、保有していない。また、当該文書を保有していない以上、当該文書をつづっている行政文書ファイル等も保有していない。よって、本件対象文書 2 につき、作成・取得しておらず、保有していないとして不開示決定（原処分 2）を行った。

ウ 本件審査請求 2 を受け、改めて本件対象文書 2 の保有の有無を処分庁に確認させたところ、総務省において、本件対象文書 2 は作成・取

得しておらず、保有していないことが認められた。

エ よって、原処分2を維持することが妥当である。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がない。

そのため、裁決で、本件審査請求を棄却すべきであるから、法19条1項の規定に基づき、審査会に諮問する次第である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和8年3月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年8月5日 | 審議 |
| ④ | 同月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、不存在を理由に不開示とする処分（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、総務省において本件対象文書を保有しているはずとして更なる文書探索を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

ア 審査請求人は、令和7年度（行情）答申第590号において、「審査請求人（別件審査請求人1）の主張が掲載されなかった理由が分かる文書」及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全て（本件対象文書1）の開示を求めており、当該答申を確認すると、「第2 審査請求人の主張の要旨」の一部に「（略）」と記載されていることが認められる。

イ 諮問庁が上記第3の3（1）において説明する情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条2項を確認すると、1号ないし6号に答申書に記載する事項が掲記されている。このうち、2号には「審査請求人の主張及び諮問庁の説明の要旨」と記載されており、諮問庁が説明するように、審査請求人の主張及び諮問庁の説明をそのまま全て答申書に記載しなければならないとはされていないことが確認できる。

また、その全てを答申書に掲載する必要のない審査請求人の主張について、その一部を答申に掲載しなかった場合、記載しなかった理

由が分かる別の文書を作成することとする規定は置かれていない。

ウ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）ウ）において、開示請求を受けて処分庁が行った探索に加え、審査請求を受けた際にも改めて本件対象文書1の保有の有無を処分庁に確認させたところ、本件対象文書1は作成・取得しておらず、保有していないことが認められた旨説明している。

エ 上記イを踏まえると、審査請求人（別件審査請求人1）の主張が掲載されなかった理由が分かる文書は作成・取得しておらず、保有していない、また、当該文書を保有していない以上、当該文書をつづっている行政文書ファイル等も保有していないとする諮問庁の説明（上記第3の3（1））に不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記ウの文書探索の方法に問題があるとも認められない。

したがって、総務省において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

（2）本件対象文書2について

ア 本件開示請求2は、諮問庁が上記第3の3（2）において説明するとおり、令和7年度（行情）答申第700号において、審査会が先行決定及び後行決定に対する審査請求人（別件審査請求人2）の主張を採用しなかったことの理由が分かる文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の全て（本件対象文書2）の開示を求めるものであると解される。

イ 情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条2項5号には、答申書に「審査会の判断の理由」を記載することが規定されており、審査請求人の主張を採用するにしても、採用しないにしても、審査会は、その判断の理由を答申書に記載することになっていることが確認できる。

また、審査会の判断の理由は答申書に記載されているとおりであり、それを敷えんする別の文書を作成することとする規定は置かれていない。

ウ 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）ウ）において、開示請求を受けて処分庁が行った探索に加え、審査請求を受けた際にも改めて本件対象文書2の保有の有無を処分庁に確認させたところ、本件対象文書2は作成・取得しておらず、保有していないことが認められた旨説明している。

エ 上記イを踏まえると、審査請求人（別件審査請求人2）の主張を採用しなかったことの理由が分かる文書は作成・取得しておらず、保有していない、また、当該文書を保有していない以上、当該文書をつづ

っている行政文書ファイル等も保有していないとする諮問庁の説明（上記第3の3（2））に不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記ウの文書探索の方法に問題があるとも認められない。

したがって、総務省において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、総務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙 本件対象文書

- 1 令和7年度（行情）答申第590号において、審査請求人の主張が掲載されなかった理由が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。（本件対象文書1）
- 2 令和7年度（行情）答申第700号において、審査請求人の主張に「理由がない」と判断された理由が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。（本件対象文書2）